

任意継続保険のしおり

加入の案内が届いたら、まずはこちらをご確認ください！

【資格情報のお知らせ】

被保険者記号番号等の加入情報が記載されています。

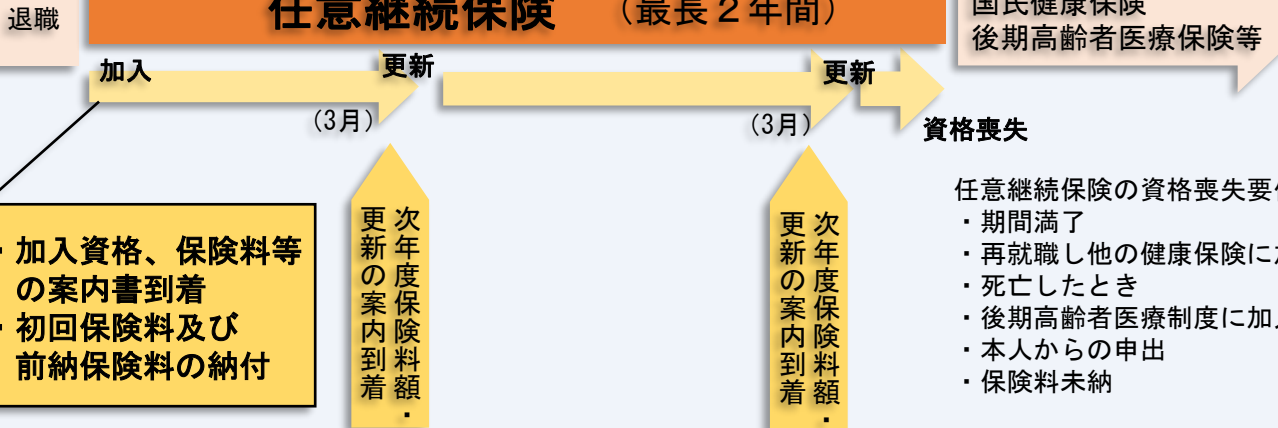
任意継続保険の更新等、様々な手続きに必要となりますので大切に保管してください。



【保険料のご案内】

初回及び初年度の保険料の金額や納付期限日が記載されています。

納付期限が過ぎたり、金額が不足した場合は納付期限日の翌日をもって、任意継続保険の資格が喪失しますので、必ずご確認ください（初回保険料の納付期限が過ぎた場合は資格が取消となります）。



任意継続保険の被保険者となられた後に、下記の事項等に該当した場合は申請が必要です。当健康保険組合ホームページの「WEB申請」にてお届け下さい。

- ・ 就職して他の健康保険に加入した
- ・ 国民健康保険に切替えたい
- ・ 住所（居所及び住民票）が変わった
- ・ 氏名を変更した
- ・ メールアドレスを変更した
- ・ 家族を扶養に入れる又は扶養から外す
- ・ 年度末の任意継続保険の更新をする

WEB申請

1. 任意継続を更新するとき・やめるとき

[資格更新申請](#)

[資格喪失申請](#)

[資格確認書等返却不能届](#)

2. 各種証明交付申請書

[各種証明交付申請書](#)

3. 任意継続 被保険者 加入後の変更

[被扶養者（異動）届](#)

[被保険者（被扶養者）氏名変更届](#)

[被保険者諸事項変更届](#)

[資格確認書等（再）交付申請書](#)

【任意継続保険の保険給付について】

在職中と同様の保険給付を原則として受けることができます。

但し、任意継続被保険では、傷病手当金と出産手当金については支給されません。尚、資格喪失(退職)後の継続給付(※)に該当する場合は、引き続き受給することができます。

※ 継続給付とは、在職中の被保険資格喪失日の前日(退職日)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者資格喪失日の前日(退職日)に傷病手当金を受けているか受けられる状態であれば、資格喪失(退職)後も引き続き支給を受けることができます。資格喪失(退職)後の継続給付は、一度仕事に就くことができる状態になると受給できません。

【保険料】

○翌年度以降の保険料額及び納付方法 (初年度分は任意継続手続き時に選択済です)

毎年3月に翌年度4月以降の保険料額及び更新(納付方法の選択)手続きのご案内を送付します。案内到着後、当健康保険組合ホームページのWEB申請にて更新手続きを行ってください。

※2年度目は国民健康保険料が安くなっている可能性があります。
国民健康保険の保険料等と比較したうえで更新手続きを行ってください。

<毎月払い>

毎月10日までに納付

※10日が土・日・祝祭日の場合は、翌営業日までが納付期限となります。

★ご注意ください★

任意継続保険は毎月保険料を納付することによって任意継続保険の資格を継続する制度です。納付期限までに保険料の納付がない場合、納付期限の翌日に資格喪失となります。

<前納払い>

年度末(3月分)までの保険料をまとめて前払い

※ 納付期限は前年度末(健康保険組合指定日)です。
前納された場合、保険料が割引となります。

任意継続保険の保険料の算出方法は、退職した時の標準報酬月額に保険料率を掛けた金額となります。原則として標準報酬月額の変更はございません(収入による保険料の見直しはありません)。ただし、以下の場合に該当した場合は保険料が変更します。

1. 介護保険第2号被保険者に該当(40歳到達)
2. 介護保険第1号被保険者に該当(65歳到達)
3. 保険料率の改定
4. 標準報酬月額の上限改定

※ 保険料率・標準報酬月額の上限額は毎年、見直しを行っています。

【資格の喪失】

以下の要件に該当した場合は資格喪失となり、資格喪失日以降は任意継続保険の資格では受診はできません。

() 内は資格を喪失し、任意継続保険での受診ができなくなる日です。

- ① 任意継続保険の被保険者となった日から2年を経過したとき
(4月1日取得の場合は2年後の4月1日)
- ② 就職により他の健康保険の被保険者となったとき (被保険者資格を取得した日)
- ③ 本人からの脱退の申し出 (申し出受付日の翌月1日)
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき (後期高齢者医療制度に加入した日)
- ⑤ 保険料が未納のとき (納付期限の翌日)
- ⑥ 死亡したとき (死亡日の翌日)

上記、資格喪失の手続きと提出書類について

- ① 2年間の期間満了
申請は不要です。
期間満了の前営業日に、当健康保険組合より資格喪失証明書をお送りします。
- ② 就職に伴い他の健康保険に加入
就職先での健康保険の資格取得日が確認できる書類 (資格情報のお知らせ等) が届き次第、当健康保険組合ホームページWEB申請の「資格喪失申請」にてお届けください。
- ③ 本人からの脱退申し出
脱退希望月の前月末までに当健康保険組合ホームページWEB申請の「資格喪失申請」にてお届けください。申請受付日の翌月1日の資格喪失となります。申請受付日の月末に当健康保険組合より資格喪失証明書をお送りします。
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
申請は不要です。
75歳誕生日の前営業日に当健康保険組合より資格喪失証明書をお送りします。
- ⑤ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
申請は不要です。
納付期限までに納付が無かったことを確認後、当健康保険組合より資格喪失通知書をお送りします。
- ⑥ 死亡したとき
ご遺族の方より当健康保険組合ホームページWEB申請の「資格喪失申請」にてお届けください。併せて埋葬料(費)の申請を郵送にてお届けください。
※死亡及び法定相続人が確認できる書類等の添付(送付)が必要となります。添付書類の詳細につきましては、当健康保険組合へお問い合わせください。

国民健康保険への加入(切替え)について

国民健康保険に加入する手続きには、当健康保険組合より送付する「資格喪失証明書」が必要となります。紛失しないようご注意ください。

※国民健康保険の加入手続きは、健康保険法上、「資格喪失日から14日以内」と定められています。必要書類など詳細は、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

【任意継続保険 Q & A】

- Q1. 任意継続保険が期間満了になった場合、手続きはどうすればよいですか？**
- A. 当健康保険組合より資格喪失日の前営業日に資格喪失証明書を発行し、お送りします。資格喪失後は、国民健康保険やご家族の健康保険の扶養など、いずれかの医療保険制度へご加入ください。
- Q2. 就職以外の理由(国民健康保険に切替えたい等)により、任意継続保険期間の途中で脱退することはできますか？**
- A. 任意継続保険の脱退を希望する月の前月末までに健康保険組合にお申し出ください。その申出受付日の属する月の翌月1日に任意継続保険の資格が喪失します。脱退の申し出は当健康保険組合ホームページWEB申請の「資格喪失申請」にてお届けください。喪失月以降分の保険料を既にお支払いされている場合は、還付いたします。
- Q3. 任意継続保険期間の途中で脱退した場合、既に支払っている保険料は払戻されますか？**
- A. 任意継続保険期間中に就職した場合など、新たに加入した健康保険と任意継続保険で保険料のお支払いが重複している場合は還付の対象となります。但し、任意継続保険に加入した月に、就職等で任意継続保険の資格を喪失した場合は、任意継続保険の保険料1カ月分が発生します。加入した月の任意継続保険料は還付することが出来ませんのでご注意ください。
- Q4. 任意継続保険を脱退して家族の被扶養者となることはできますか？**
- A. 先に当健康保険組合ホームページWEB申請の「資格喪失申請」にて脱退の申出を行ってください。申出日の翌月1日に資格喪失となります。後日、資格喪失証明書を送付いたしますので、被扶養者となる手続きを行ってください。先に被扶養者と認定されても、認定日に遡って脱退することはできません。
- Q5. 確定申告時に「保険料納付証明書」が必要ですが、送ってもらえますか？**
- A. 当健康保険組合ホームページのWEB申請の「各種証明交付申請書」にて申請をお願いします。後日ご自宅宛てに送付いたします。
- Q6. 確定申告時に医療費控除を申請しますが、昨年の「医療費通知」を送ってもらえますか？**
- A. マイナンバーカードをお持ちの方は「マイナポータル」にて取得いただくことができます。マイナンバーカードをお持ちでない方や旧来通りの医療費通知が必要な場合は当健康保険組合ホームページの「申請書ダウンロード」より申請書を印刷し、必要事項を記入のうえ郵送にて申請をお願いします。